輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量		上段:輸入数量			
		下段:協定対象 輸入基準数量		下段∶協定対象外 輸入数量		差分	•
1	低脂肪乳	0	ぐ	0	トン	0	ぐ
		0	トン	0	トン	0	トン
2	飲用乳	100	トン	0	トン	100	トン
		100	トン	0	トン	100	トン
3	クリーム	66	トン	1	トン	65	トン
		57	トン	1	トン	56	トン
4	粉乳類	22,479	トン	538	トン	21,941	トン
		19,067	トン	129	トン	18,938	トン
5	無糖れん乳	1,995	トン	24	トン	1,971	トン
		1,995	トン	24	トン	1,971	トン
6	加糖れん乳	30	トン	0	トン	30	トン
L °		30	トン	0	トン	30	トン
7	ヨーグルト	13	トン	2	トン	11	トン
,		13	トン	2	トン	11	トン
8	バターミルク	18	トン	1	トン	17	トン
		18	トン	1	トン	17	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824	トン	1,338	トン	51,486	トン
		43,262	トン	419	トン	42,843	トン
10	その他の乳製品	11,718	トン	239	トン	11,479	トン
		5,441	トン	123	トン	5,318	トン
11	バター	15,620	トン	1,222	トン	14,398	トン
		12,218	トン	952	トン	11,266	トン
12	豆類	74,764	トン	1,085	トン	73,679	トン
'-		33,618	トン	661	トン	32,957	トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032	トン	536,861	トン	4,895,171	トン
		5,028,802	トン	494,970	トン	4,533,832	トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479	トン	71,414	トン	1,195,065	トン
		171,784	トン	8,992	トン	162,792 ト	トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980	トン	28,066	トン	979,914 ト	トン
		1,007,980	トン	28,066	トン	979,914 ト	トン
15	コーンスターチ	3,540	トン	79	トン	3,461 ト	トン
		3,465	トン	79	トン	3,386 ト	トン
16	ばれいしょでん粉	9,535	トン	934	トン	8,601 ト	トン
		8,521	トン	780	トン	7,741 ト	トン
17	マニオカでん粉	156,823	トン	4,509	トン	152,314 ト	トン
		156,113	トン	4,509	トン	151,604 ト	トン
18	サゴでん粉	20,008	トン	0	トン	20,008 ト	トン
10		7,223	トン	0	トン	7,223 ト	トン
19	その他のでん粉	1,601	トン	64	トン	1,537 ト	トン
		1,458	トン	44	トン	1,414 ト	トン
20	イヌリン	3,131	トン	8	トン	3,123 F	トン
20		72	トン	8	トン	64 h	トン
21	落花生	32,326	トン	683	トン	31,643 ト	トン
21		18,405	トン	253	トン	18,152 -	トン
22	こんにゃく芋	189	トン	0	トン	189 -	トン
22		189	トン	0	トン	189 -	トン
23	ミルク調製品	9,208	トン	624	トン	8,584 ト	トン
		2,555	トン	15	トン	2,540 ト	トン
24	でん粉調製品	667	トン	192	トン	475 ト	トン
22 23 24 25		469	トン	71	トン	398 ト	トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0	トン	0	トン	0 ト	トン
		0	トン	0	トン	0 ト	トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765	トン	2	トン	4,763 ト	トン
		1,789	トン	2	トン	1,787 ト	トン
27	調製食用脂	17,432	トン	72	トン	17,360 ト	トン
۷1		1,943	トン	0	トン	1,943 ト	トン
28	繭	2.0	トン	0.0	トン	2.0 ト	トン
		2.0	トン	0.0	トン	2.0 ト	トン
29	生糸	242	トン	0	トン	242 ト	トン
		242	トン	0	トン	242 ト	トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定 対象外輸入基準数量を超えること。